

# 大会派遣規程

## 第 1 章 趣 旨

第 1 条 本規程は北海道立学校管理規則第 9 条の規定に基づき生徒の大会派遣に関する取り扱いを定めるものとする。

## 第 2 章 目 的

第 2 条 本校の教育目標を踏まえ練習や研究の成果を発表し、知識・教養・技術の交流を図るため部・局のクラブ活動の充実向上に役立たせることを目的とする。

## 第 3 章 生徒が参加できる大会等

第 3 条 生徒の参加できる大会は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高等学校体育連盟・高等学校文化連盟・高等学校野球連盟が主催又は共催する大会
- (2) 国民体育大会
- (3) 本校の部及び局が所属する地区協会（連盟）・道協会（道盟）・日本協会（連盟）が主催する大会
- (4) 前号で定める以外の大会はクラブ小委員会で審議のうえ、校長が承認した場合は参加できるものとする。
- (5) 合宿・練習試合等については、「合宿・練習試合等の規程」に定めるものとする。

## 第 4 章 生徒が参加できる回数

第 4 条 生徒が参加できる回数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 全国大会にはチーム、個人共に 3 回を原則とする。
- (2) 全道大会にはチーム、個人共に 4 回以内とする。
- (3) 市内大会への参加回数は、制限しない。
- (4) 第 1 号及び第 2 号で規定する参加回数を超える場合は、審議のうえ参加を認めることもある。

## 第 5 章 参加資格

第 5 条 生徒の大会への参加資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第 3 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の支部大会には、顧問と担任教師が申請

し校長が認めた者が出場できる。

- (2) 前号で定める全道大会及び全国大会への参加資格は、その大会の予選において出場権を得た者を認める。
- (3) 支部、地区及び管内予選のない大会への参加は、全道大会については審議のうえ認めることがある。
- (4) 参加の資格を得た者で学習面・生活面・健康面等において問題がある場合は、審議のうえ認めることがある。

## 第 6 章 出場参加人数

第 6 条 生徒の大会出場人数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第 3 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号で規定する団体が主催又は共催する支部大会は、登録選手以外の部員又は局員を参加させることができる。
- (2) 前号で規定する全道大会・全国大会への参加は、団体戦は支部大会に準じ、個人戦は「出場権を得た者」とする。ただし、個人戦において顧問が必要と認めた場合は、審議のうえ 1 名を追加して引率できるものとする。
- (3) 第 1 号で規定する全道大会・全国大会の団体戦は、「当該大会要項による人数」に対してのみ旅費を支給する。なお、個人戦において顧問が必要と認めた場合の追加の 1 名については、旅費を支給する。
- (4) 第 1 号で規定する大会の全道大会又は全国大会が空知地区で開催される場合は、その都度審議する。

## 第 7 章 手続き

第 7 条 大会へ出場参加する者は、次の各号に定める所定の手続きを経て学校長の承認を得ること。

- (1) 日帰りの大会等の場合は、大会等の開催要項を添付し「対外教育活動参加願」を提出する。
- (2) 宿泊を伴う大会等の場合は、大会等の開催要項及び保護者承諾書を添付し「対外教育活動参加願」を提出する。

付 則 この規程は昭和 49 年 5 月 27 日より施行する。

この規程は平成 15 年 3 月 31 日一部改正する。

この規程は平成 19 年 3 月 2 日一部改正、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 20 年 3 月一部改正、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 21 年 12 月 15 日一部改正、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。